

指 示

平成23年4月14日

栃木県知事
福田 富一 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成23年3月21日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

貴県において産出されたハウレンソウについて、当分の間、出荷を控えるよう、関係事業者等に要請すること。

(参考)

指 示

平成 23 年 3 月 21 日

栃木県知事
福田富一 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅直人

東京電力(株)福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づき、下記のとおり指示する。

記

各県におかれては、それぞれ次に掲げる品目について、当分の間、出荷を控えるよう、関係事業者等に要請すること。

- ① 福島県、茨城県、栃木県及び群馬県において産出されたホウレンソウ及びカキナ
- ② 福島県において産出された原乳